

連合会マニフェスト用紙がバックカーボン紙を使用する理由

- 法で求められる要件を満たすためには、確実に複写可能で文字が消えないことに加え5年間の保存に耐える必要があります。バックカーボン紙はこうした条件を十分に満たしています。
- また、社会的にも長期保存が求められる重要書類はバックカーボン紙の使用が多用されています。
- これらを考慮し、連合会マニフェスト用紙ではバックカーボン紙を使用しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、マニフェストは、排出事業者、運搬受託者、処分受託者にそれぞれ5年間の保存が義務づけられています。
- ・特に排出事業者に保存が義務づけられている最終処分終了票（E票）は、直行用では複写式7枚め、積替用では複写式8枚めにあたりますので、もともとB1票等より複写文字の鮮明さは劣ります。この保存票に確実に複写が可能であり、保存ができることが求められます。
- ・排出事業者は、マニフェスト交付日から、180日以内に最終処分票（E票）を処分受託者から送付を受けることとされています。E票保存期間は、排出事業者が送付を受けた日から5年間となるため、交付日から数えると、保存する期間は、約5年6ヶ月となります。
- ・この期間に加え、マニフェスト用紙が製造され、交付されるまでの期間を考慮する必要があります。
- ・そこで、当連合会のマニフェストは、確実に複写可能で、5年以上の長期間にわたり、経時変化に耐え、安心してご利用いただくために、高品質のバックカーボン方式を採用しています。
- ・類似品には、ノーカーボン紙を使用したものがありますが、万一、使用時に発色しなかったり、複写部分の文字が退色、消色してしまった場合には、マニフェストの交付や保存義務を果たすことができなくなります。

連合会発行のマニフェストでは上記すべての期間において品質が保たれています。
法に定められた義務を確実に果たすためにも、連合会発行のマニフェストをご利用ください。

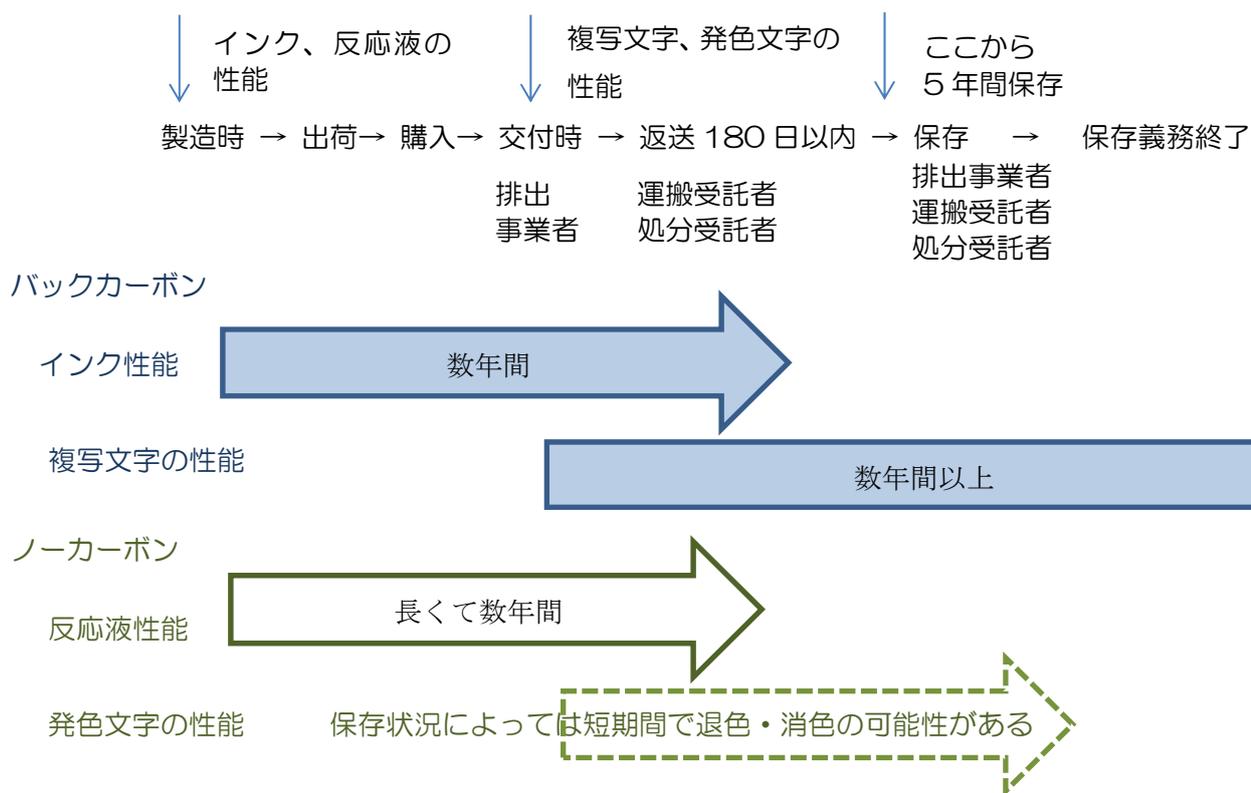
【マニフェストに求められる事項】

確実に複写でき5年間の保存に耐え得ること。

そのためには、

- ①最終処分終了票（E票）まで確実に複写されること。
- ②複写が5年間判読可能であること。
- ③退色しないこと。
- ④E票の送付を受けた日から5年間保存可能であるためには、下記の期間すべてで、マニフェストの品質が保たれていること。

【保存期間】



バックカーボンとノーカーボンの違い

- ・バックカーボンとノーカーボンは、文字を写す仕組みが異なります。
- ・バックカーボンは用紙の裏に直接カーボンインクを塗布しており、文字を書くことで、そのインクが、下の紙に移ります。一方ノーカーボンは、塗布された小さなカプセル中の反応液が化学反応することで発色し、下の紙に文字が写ります。
- ・バックカーボン（インク）の性能は、製造されてから使用されるまで一般的な保管環境のもとで数年間保持されます。バックカーボンで複写した文字は一般的な保管環境のもとでかなり長期間性能が続きます。これは、カーボンインクがカーボンブラック（炭を細かく砕いた微粒子）でできているためで、同様のカーボンブラックを使用している、普通の黒色コピーの文字や、タイヤの黒色が数年レベルでは退色しない経験からご理解いただけたと思います。従って、印刷会社でマニフェスト用紙を製造してから排出事業者が 5 年間保存するまで十分な性能を保つと考えています。バックカーボンインクが優位に使われている具体例として、自動車の自賠責（強制）保険があります。自動車の自賠責（強制）保険の証明書は当初ノーカーボンの使用が禁止されていました。数年前にノーカーボンの使用が許可されたにもかかわらず未だに法令様式ではバックカーボンが主流です。これは保険期間は最大 5 年ですが、訴訟問題等に発展し 10 年を超える保管が必要になってくる場合があり、証拠書類として、文字が退色しては困るからだと聞いております。また、保証書や金融機関などで使用されるような恒久的な保存性と、各種環境下での耐用性が必要とされる書類には、バックカーボンが多用されていると聞いております。
- ・ノーカーボン紙は、一般的に、長期保存に向かないといわれています。これは化学反応により発色させているためで、初期はきれいに複写できているのですが、日光や蛍光灯などの下では数年程度経過すると色が薄くなり、さらには消えてしまい読み取れなくなる可能性があります。製造から使用までの間、及び使用後においても、光、温度、湿度等を管理した保管環境が必要といわれています。